

まちづくり環境委員会

令和4年2月25・28日

都市基盤整備部 資料21番

所管 道路課

第21号議案

大田区特別区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

1 概要

道路占用料算定の基礎となっている東京都固定資産税評価額が令和3年1月1日に評価替されたことに伴い、評価替後の額を適正に反映させる必要があるため、道路占用料を改定する。

2 改定する条項

第2条（占用料）第1項の規定による別表の占用料の額を改定する。

3 主な改正内容

別紙 新旧対照表のとおり

4 施行日

令和4年4月1日

○大田区特別区道路占用料等徴収条例

新				旧			
大田区特別区道路占用料等徴収条例 昭和47年4月1日 条例第19号 第1条及び第6条まで（現行のとおり） 別表				大田区特別区道路占用料等徴収条例 昭和47年4月1日 条例第19号 第1条及び第6条（略）まで 別表			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>9,350円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>7,970円</u>
	第二種電柱		<u>14,300円</u>	第二種電柱	<u>12,200円</u>		
	第三種電柱		<u>19,300円</u>	第三種電柱	<u>16,500円</u>		
	第一種電話柱		<u>7,720円</u>	第一種電話柱	<u>6,440円</u>		
	第二種電話柱		<u>12,400円</u>	第二種電話柱	<u>10,400円</u>		
	第三種電話柱		<u>17,000円</u>	第三種電話柱	<u>14,200円</u>		
	その他の柱類		<u>830円</u>	その他の柱類	<u>710円</u>		
	共架線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>83円</u>	共架線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	<u>50円</u>		地下電線その他地下に設ける線類	<u>42円</u>		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>8,180円</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>6,980円</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,010円</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>4,270円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>16,700円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>14,200円</u>	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>190円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>160円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>340円</u>	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの	<u>290円</u>		
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		<u>500円</u>	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	<u>420円</u>		
	外径が0.10メートル		<u>750円</u>	外径が0.10メートル	<u>640円</u>		

新					旧					
	ル以上0.15メートル未満のもの					ル以上0.15メートル未満のもの				
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの			<u>1,000円</u>		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの			<u>850円</u>	
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの			<u>1,500円</u>		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの			<u>1,280円</u>	
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの			<u>2,000円</u>		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの			<u>1,700円</u>	
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの			<u>3,500円</u>		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの			<u>2,990円</u>	
	外径が0.70メートル以上1.0メートル未満のもの			<u>5,010円</u>		外径が0.70メートル以上1.0メートル未満のもの			<u>4,270円</u>	
	外径が1.0メートル以上のもの			<u>10,000円</u>		外径が1.0メートル以上のもの			<u>8,540円</u>	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1年		<u>14,800円</u>	法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1年		<u>12,400円</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1年		<u>16,700円</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1年		<u>14,200円</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		(現行のとおり)					階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		(現行のとおり)					階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	<u>11,700円</u>		上空に設ける通路		<u>10,100円</u>				
	地下に設ける通路	<u>7,020円</u>		地下に設ける通路	<u>6,100円</u>		地下に設ける通路	<u>6,100円</u>		
	その他のもの	<u>10,400円</u>		その他のもの	<u>9,060円</u>		その他のもの	<u>9,060円</u>		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1日		<u>230円</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1日		<u>200円</u>	
	商品置場、その他これに類するもの	占用面積 1平方メートルにつき1年		<u>23,400円</u>		商品置場、その他これに類するもの	占用面積 1平方メートルにつき1年		<u>20,300円</u>	

新				旧					
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積 1平方メートルつき1年	<u>23,400円</u>	令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積 1平方メートルつき1年	<u>20,300円</u>
	標識		1本につき1年	<u>13,300円</u>		標識		1本につき1年	<u>11,300円</u>
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートル又は1本につき1日	<u>230円</u>		旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートル又は1本につき1日	<u>200円</u>
		その他のもの	占用面積 1平方メートル又は1本につき1年	<u>23,400円</u>			その他のもの	占用面積 1平方メートル又は1本につき1年	<u>20,300円</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>234,000円</u>		アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>203,300円</u>
その他のもの		<u>117,000円</u>		その他のもの	<u>101,600円</u>				
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>14,200円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積 1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	令第7条第3号に掲げる施設			占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>
	危険防止施設			<u>8,640円</u>		危険防止施設			<u>7,200円</u>
	詰所			<u>23,400円</u>		詰所			<u>20,300円</u>

新					旧				
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1年		<u>16,700円</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積 1平方メートルにつき1年		<u>14,200円</u>
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		(現行のとおり)			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		(現行のとおり)			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		(現行のとおり)			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	(現行のとおり)		その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		(現行のとおり)			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		(現行のとおり)			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		(現行のとおり)			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	(現行のとおり)		その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		(現行のとおり)			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		(現行のとおり)			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		(現行のとおり)			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額

新				旧					
	その他のもの			(現行のとおり)		その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年		(現行のとおり)	令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年		Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	(現行のとおり)	令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
	又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの	階数が2のもの		(現行のとおり)		又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの	階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		(現行のとおり)			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		(現行のとおり)			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの					(現行のとおり)	その他のもの		
<p>付 則</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占有の期間に属するものについては、なお従前の例による。</p>									